

平成23年10月8日実施予定

町名地番変更実施の手引き

(岩槻区大字南平野・大字長宮地区)



さいたま市

【目次】

1.はじめに	1-1
2.これまでの経過	1-1
3.実施後の表示のしかたについて	1-2
4.町名地番変更に伴う住所変更手続きについて	1-3
5.その他	1-7
不動産の登記申請書記載時の留意事項 (「登記名義人の住所の変更の登記」について)	2-1
記載例	2-3
様式	2-7
手引き・登記申請書様式のダウンロードについて	2-11

1.はじめに

「町名地番変更」とは、地番の混乱の解消やまちのイメージアップを図るため、土地区画整理事業や大規模な宅地造成等に合わせて町名及び地番を変更する事業です。

今回、みなさまのお住まいになっている地域は、**平成23年10月8日**に町名地番変更が実施される予定です。

そこで、今回の町名地番変更が実施されることにより、住所等がどのように変わるのか、またどのような手続きが必要になるのか、などを簡単にご案内します。

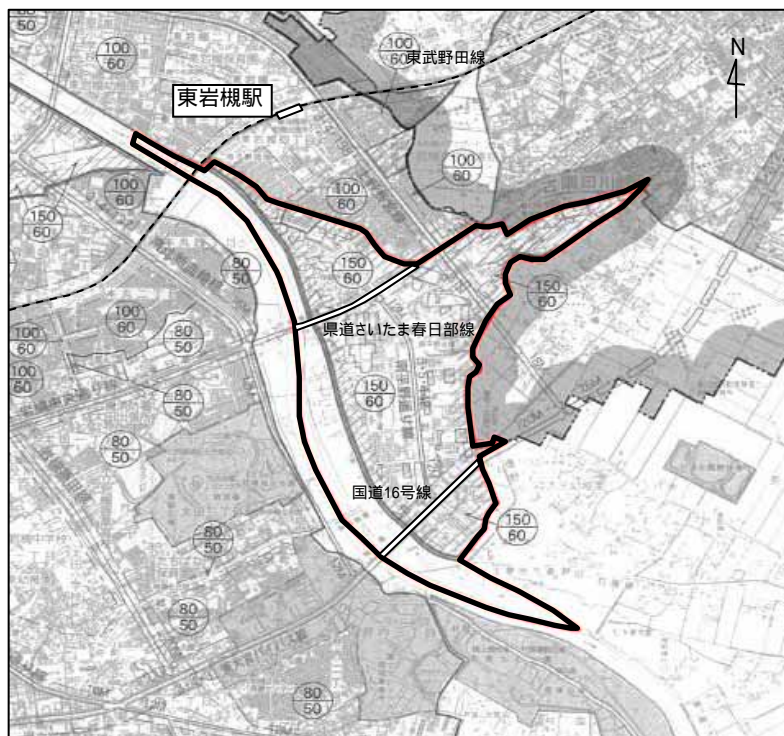
2.これまでの経過

当地区は、「南平野土地区画整理事業」施行地区及びその隣接地区となっております。

昭和63年7月22日より施行されている区画整理が、このたび完了することとなりましたが、事業完了後も従前の字界を残したままにしておきますと、土地の維持管理に支障をきたすだけでなく、住所が混乱し、郵便物の遅配など生活へ影響が出てしまいます。

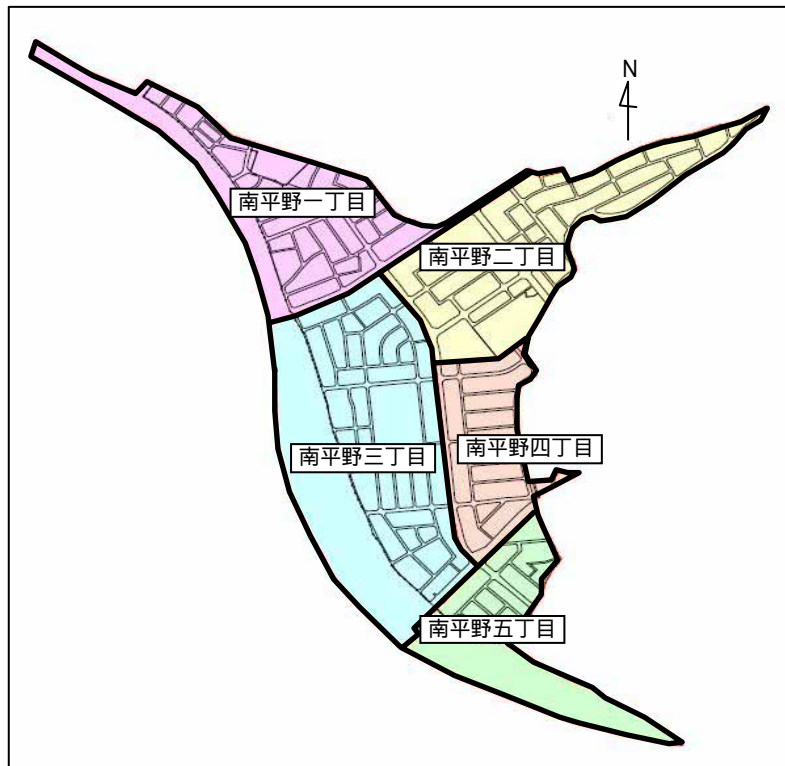
整備された道路・水路界に合わせ、新しい町名地番へ変更することで、住所の表示がわかりやすくなります。

また、隣接地区につきましても一体のまちであることから、区画整理の完了に合わせて、同時に町名地番の変更を行うこととなりました。



3. 実施後の表示のしかたについて

新しい町名町界につきましては、アンケートや説明会を実施し、市議会での審議を経て決定しております。



町名地番変更が実施されますと、皆様の住所や土地・建物の所在が新しい表示方式になります。

住 所	実施前	さいたま市岩槻区	大字南平野	番地
		さいたま市岩槻区	大字長宮	番地
	実施後	さいたま市岩槻区	南平野 丁目	番地
土地の所在	実施前	さいたま市岩槻区	大字南平野字	番
		さいたま市岩槻区	大字長宮字	番
	実施後	さいたま市岩槻区	南平野 丁目	番
建物の所在	実施前	さいたま市岩槻区	大字南平野字	番地
		さいたま市岩槻区	大字長宮字	番地
	実施後	さいたま市岩槻区	南平野 丁目	番地

() 住所変更の通知等は、後日改めて送付いたします。

4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、住所変更等の手続きが必要となるものがあります。詳しくは岩槻区の各担当課及び取扱機関にお問い合わせください。

なお、各種手続きに必要な「住所変更証明書」は、各区役所区民課、支所及び市民の窓口にて、無料で発行いたします。

住所変更の手続きが必要なもの

項目	費用	必要書類	期限	問い合わせ先
住民基本台帳カード (顔写真付きタイプのみ)	無料	住民基本台帳カード	いつでも可	岩槻区区民課 記録係 電話 048-790-0136 FAX 048-790-1102
電子証明書 (公的個人認証)	無料	住民基本台帳カード (顔写真のないタイプのカードをお持ちの方は、顔写真付きの本人確認書類が別途必要です。)	いつでも可	岩槻区区民課 記録係 電話 048-790-0136 FAX 048-790-1102
外国人登録証明書	無料	外国人登録証明書	いつでも可	岩槻区区民課 記録係 電話 048-790-0136 FAX 048-790-1102
身体障害者手帳 (赤い手帳) 療育手帳 (緑の手帳) 精神障害者保健福祉手帳 (青の手帳)	無料	各種手帳及び印鑑	いつでも可	岩槻区支援課 障害福祉係 電話 048-790-0163 FAX 048-790-0266
自立支援医療	無料	自立支援医療受給者証及び印鑑	いつでも可	岩槻区支援課 障害福祉係 電話 048-790-0163 FAX 048-790-0266
国民年金・厚生年金の受給者の住所	無料	年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書等	いつでも可	日本年金機構 春日部年金事務所 電話 048-737-7113 岩槻区保険年金課 年金係 電話 048-790-0175 FAX 048-790-0268
厚生年金に加入中の方及び第3号被保険者の住所	勤務先にお問い合わせください。			
不動産登記簿	無料	登記申請書、印鑑及び住所変更証明書	いつでも可 (ただし、町名地番変更の公告日の翌日から町名地番変更にかかる登記が完了するまでの間、一般の不動産に関する登記事務が停止されますので、ご了承ください。)	さいたま地方法務局 電話 048-851-1000 (代表)

項目	費用	必要書類	期限	問い合わせ先
会社などの本店・支店及び役員の住所変更	無料	登記申請書、会社の届出印及び住所変更証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内	さいたま地方法務局 電話 048-851-1000 (代表)
運転免許証	無料	運転免許証及び住所変更証明書	いつでも可 (埼玉県内の全ての警察署交通課及び鴻巣の運転免許センターで、手続きを行うことができます。)	岩槻警察署 交通課 電話 048-757-0110 (代表)
自動車検査証	無料 (ただし、申請用紙代20円が必要です。)	自動車検査証、印鑑及び住所変更証明書	いつでも可	関東運輸局 埼玉運輸支局 電話 050-5540-2026 (通話後0、2、6と押す)
軽自動車検査証	無料 (ただし、申請用紙代30円が必要です。)	自動車検査証、印鑑及び住所変更証明書	速やかに手続きをお願いします。	軽自動車検査協会 埼玉事務所 電話 048-725-2626
法人の所在地変更	法人等の設立等報告書、印鑑、住所変更証明書を持参のうえ、各許認可庁にて住所変更の手続きを行ってください。			

住所変更の手続が不要なもの

項目	注意事項	問い合わせ先
住民票 戸籍 印鑑登録	-	岩槻区区民課 記録係 電話 048-790-0136 FAX 048-790-1102
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険特定疾病療養受給者証 国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	-	岩槻区保険年金課 国保係 電話 048-790-0174 FAX 048-790-0268
子育て支援医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用 標準負担額減額認定証	-	岩槻区保険年金課 福祉医療係 電話 048-790-0157 FAX 048-790-0268
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額減額認定証 など	-	岩槻区高齢介護課 介護保険係 電話 048-790-0169 FAX 048-790-0267
児童扶養手当証書	-	岩槻区支援課 児童福祉係 電話 048-790-0162 FAX 048-790-0266
特別児童扶養手当証書	-	岩槻区支援課 障害福祉係 電話 048-790-0163 FAX 048-790-0266
保育園、学校等への住所変更手続	なお、国立、私立の学校等については、各校の窓口にお問い合わせください。	(保育園について) 岩槻区支援課 児童福祉係 電話 048-790-0162 FAX 048-790-0266
国民年金第1号被保険者の住所	-	日本年金機構 春日部年金事務所 電話 048-737-7113 岩槻区保険年金課 年金係 電話 048-790-0175 FAX 048-790-0268
薬事法に基づく届出	-	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話 048-840-2235 FAX 048-840-2232

項目	注意事項	問い合わせ先
食品関係営業施設	営業許可書の記載内容等で不都合がある場合には、営業許可書と住所変更証明書を持参のうえ、保健所にて、申請事項変更届を提出してください。 (手数料は無料です。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生係 電話 048-840-2226 FAX 048-840-2232
ふぐ取扱認定施設	ふぐ取扱施設認定書の記載内容等で不都合がある場合には、ふぐ取扱施設認定書と住所変更証明書を持参のうえ、保健所にて、申請事項変更届を提出してください。 (ただし、再発行手数料2,900円がかかります。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生係 電話 048-840-2226 FAX 048-840-2232
薬事法に基づく許可	許可書の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請(手数料2,600円と許可証原本を持参)が必要です。	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話 048-840-2235 FAX 048-840-2232
毒物及び劇物取締法に基づく登録	登録票の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請(手数料2,400円と許可証原本を持参)が必要です。	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話 048-840-2235 FAX 048-840-2232

詳しくは、岩槻区の各担当課・取扱機関へお問い合わせください。

上記以外の健康保険証、許認可証、預金通帳、クレジットカードなどをお持ちの場合は、それぞれの機関等にお問い合わせください。なお、勤務先等への連絡もお願いします。

5 . その他

(1) 町内会・自治会の区域について

町内会・自治会は、その地域の皆さまが自主的に組織、運営しているものです。

町名地番変更に関係するものではありませんので、今までどおりの運営で差し支えありません。

(2) 通学区域について

町名地番変更によって、通学区域が変わることはありません。

(3) 自動交付機について

さいたま市では、住民票の写し等の証明書を平日夜間や休日に取得できる「自動交付機」を各区役所及び公共施設に計 16 台設置しておりますが、今回の町名地番変更に伴い、住民記録システムの改修作業が行われるため、10月8日(土)・9日(日)の2日間、当地区にかかる各種証明書を発行することができません。

お手数をおかけしますが、10日(月)以降にご利用いただきますようお願いいたします。

各種手続きに関して
ご不明な点がございましたら、
本手引き記載の「問い合わせ先」
までお問い合わせください。

【参考資料】

不動産の登記申請書記載時の留意事項
(「登記名義人の住所の変更の登記」について)

記載例及び様式

手引き・登記申請書様式のダウンロードについて

不動産の登記申請書記載時の留意事項

(「登記名義人の住所の変更の登記」について)

所有権の登記名義人(所有者)の登記簿上の住所が、町名地番変更の実施に伴い住所が変更した場合は、登記簿上の住所を町名地番変更実施後の住所(現在の住所)に一致させるために、住所変更の登記(登記名義人の住所の変更の登記)をする必要があります。

この場合の申請書の書式及び記入例は、別紙のとおりです。

取扱についてのお願ひ

申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。

紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。

文字は、市ホームページからダウンロードした様式に直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、印刷したものにインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。

様式・記載例の解説(別紙)

(注1)「証明書()」に記載されている変更年月日並びに変更理由を記載します。

()「証明書」は各区役所区民課、支所及び市民の窓口で、無料で発行いたします。

(注2)「証明書」に記載されている実施後の住所(現在の住所)を記載します。

(注3)所有権の登記名義人(所有者)の実施後の住所(現在の住所)及び氏名を記載し、末尾に押印します。(認印で結構です。)

なお、代理人が申請する場合は、申請人の押印は必要ありません。

(注4)申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。

(注5)登記原因証明情報として(注1)の「証明書」を添付します。登記簿上の住所、実施後の住所(現在の住所)及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。

登記簿上の住所から2回以上住所を変更している場合、「証明書」によっては、以前に登記簿上の住所に住んでいたことを証明できない場合があるので、その場合は、本籍地の市区町村役場で発行する「戸籍の附票(ふひょう)の写し」など、登記簿上の住所から実施後の住所(現在の住所)までの移転の経緯が分かる書類を添付します。

以上によっても住所変更の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局へ事前にご相談ください。

(注6)申請日は、実際に申請する年月日を記載します。

(注7)代理人が申請する場合は、添付書類項目に「代理権限証書」と記載し、「代理人」及び代

理人の住所氏名を記載し、末尾に押印します。(申請人の押印はいりません。)

また、別紙(委任状)を参考としてください。

(注8) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

(注9) 不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(注10) 不動産が多数ある場合は、別紙(継続用紙)に記載することで、一括して申請できます。この場合、申請書が複数になるので、割印をします。

<p>ご不明の点などがありましたら、さいたま地方法務局不動産登記部門 (電話 0 4 8 - 8 5 1 - 1 0 0 0) へご相談ください。</p>
--

別紙（土地建物の記載例）

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 (注1)

原因 平成23年10月 8日町名地番変更 (注2)

変更後の事項 住所 **さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地** (注3)

申請人 **さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地** (注3)
さいたま 太郎

添付書類 連絡先の電話番号 **000 - 000 - 0000** (注4)
登記原因証明情報、**代理権限証書** (注5) (注7)

平成 年 月 日申請 **さいたま地方法務局 御中** (注6)

代理人 **さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地** **さいたま 花子** (注7)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。

不動産の表示 (注8)

不動産番号 **1234567890123** (注9)

所在 **さいたま市岩槻区南平野 丁目**

地番 **番**

地目 **宅地**

地積 **123.45平方メートル**

不動産番号 **1234567890000**

所在 **さいたま市岩槻区南平野 丁目**

家屋番号 **番**

種類 **居宅**

構造 **木造瓦葺2階建**

床面積 **1階 80.12平方メートル**
2階 53.42平方メートル

これは記載例です。太字部分を申請内容に応じて書き直してください。
また、別紙()・(注)などは記載しないでください。

登記申請書

登記の目的	所有権登記名義人住所変更
原因	平成23年10月 8日町名地番変更 (注1)
変更後の事項	住所 さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地 (注2)
申請人	さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地 さいたま 太郎 (注3)
添付書類	連絡先の電話番号 000 - 000 - 0000 (注4) (注5) (注7) 登記原因証明情報、 代理権限証書
平成 年 月 日申請	さいたま地方法務局 御中 (注6)
代理人	さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地 さいたま 花子 (注7)
登録免許税	登録免許税法第5条第5号により納付しない。
不動産の表示 (注8)	
一棟の建物の場合	
所在	さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地
建物の名称	マンション
専有部分の建物の表示 (注9)	
不動産番号	1234567890123
家屋番号	さいたま市岩槻区南平野 丁目 の
建物の名称	
種類	居宅
構造	鉄筋コンクリート5階建
床面積	1階部分 67.42平方メートル
敷地権の表示	
所在及び地番	さいたま市岩槻区南平野 丁目 番
地目	宅地
地積	2030.51平方メートル
敷地権の種類	所有権
敷地権の割合	28114分の156

これは記載例です。太字部分を申請内容に応じて書き直してください。
また、別紙()・(注)などは記載しないでください。

土地 の 表 示	所在	地番	地目	地積(m ²)	
	さいたま市岩槻区 南平野 丁目	番	宅地	123.45	
	さいたま市岩槻区 南平野 丁目	番	畑	456.78	
	以下余白	番			
		番			
	又は(不動産番号を記入する場合)				
	1234567890123	番			
	1234567890000	番			
	以下余白	番			
		番			

建 物 の 表 示	所在	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)	
	さいたま市岩槻区 南平野 丁目 番地	番		居宅	木造 瓦葺 2階建	1階 80.12 2階 53.42	
	以下余白	番					
	又は(不動産番号を記入する場合)						
	1234567890123	番					
	以下余白	番					

これは記載例です。太字部分を申請内容に応じて書き直してください。
また、別紙()・(注)などは記載しないでください。

委 任 状

私は、さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地 **さいたま 花子**

に下記のことを委任します。

代理人住所・氏名を記入

記

後記不動産について、平成23年10月 8日町名地番変更実施に伴う所有権登記
名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び、補正のための
取下げに関する一切の権限。

平成 年 月 日

住 所 **さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地**

氏 名 **さいたま 太郎**

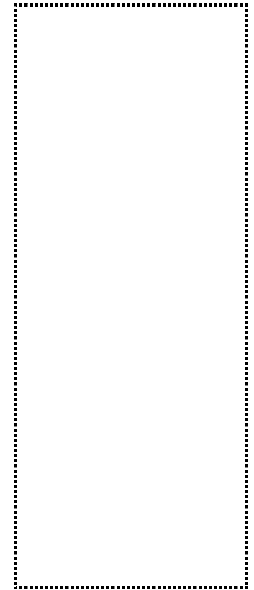
不動産の表示

さいたま市岩槻区南平野 丁目 番 の土地

さいたま市岩槻区南平野 丁目 番地 家屋番号 番 の建物

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 平成23年10月 8日町名地番変更
変更後の事項
申請人



連絡先の電話番号

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日申請 さいたま地方法務局 御中

代理人

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。

不動産の表示

不動産番号
所在地
地番
地目
地積

不動産番号
所在地
家屋番号
種類
構造
床面積

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成23年10月 8日町名地番変更

変更後の事項

申請人

連絡先の電話番号

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日申請 さいたま地方法務局 御中

代理人

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。

不動産の表示
一棟の建物の場合

所在

建物の名称

専有部分の建物の表示

不動産番号

家屋番号

建物の名称

種類

構造

床面積

敷地権の表示

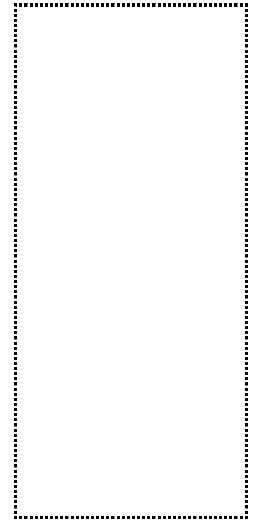
所在及び地番

地目

地積

敷地権の種類

敷地権の割合



土地の表示	所在	地番	地目	地積(m ²)
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		

建物の表示	所在	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)
		番				
		番				
		番				
		番				

委任状

私は、

に下記のことを委任します。

記

後記不動産について、平成23年10月 8日町名地番変更実施に伴う所有権登記
名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び、補正のための
取下げに関する一切の権限。

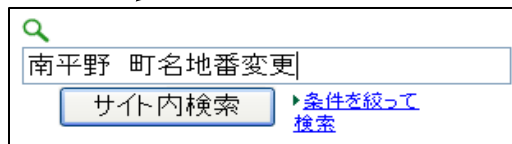
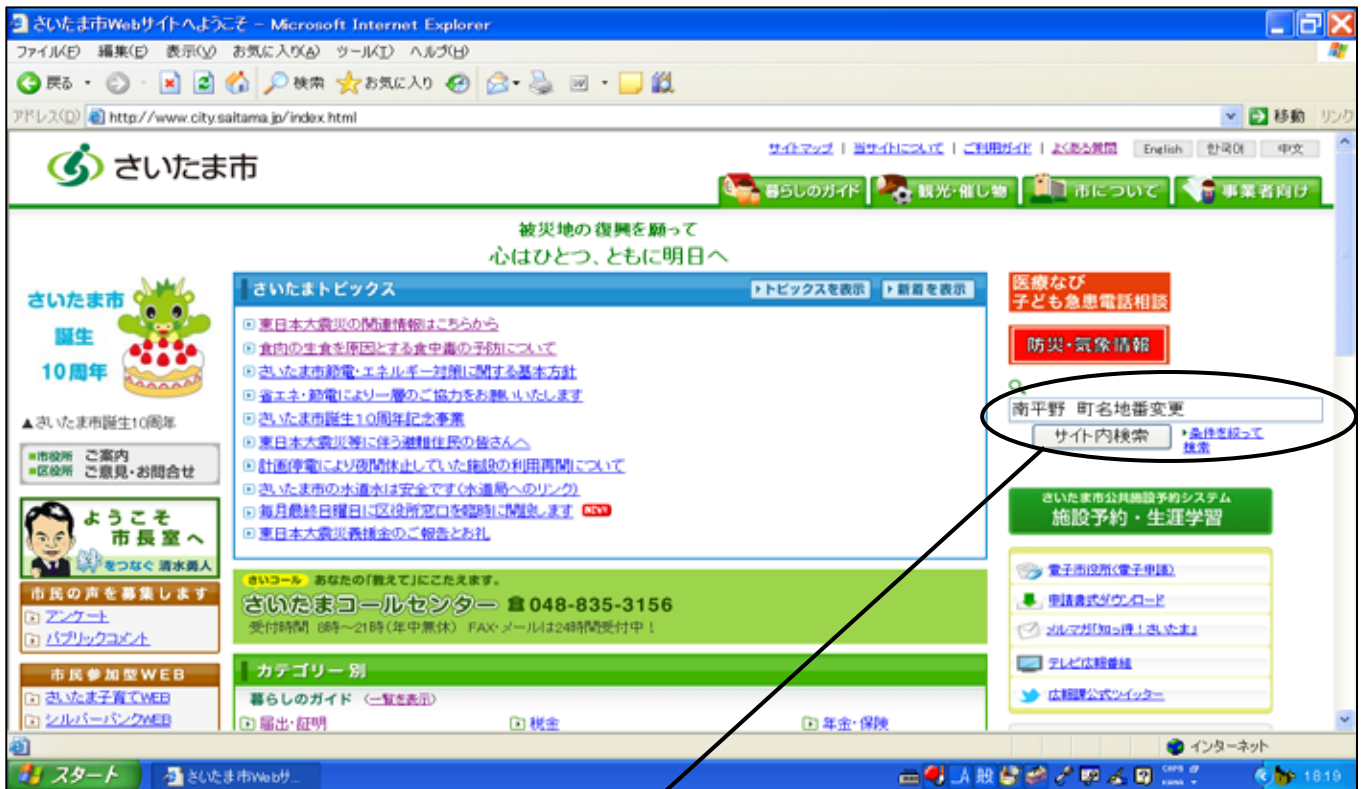
平成 年 月 日

住 所

氏 名

不動産の表示

手引き・登記申請書様式のダウンロードについて(近日公開予定)



さいたま市Webサイトにアクセスし、「サイト内検索」に

「南平野 町名地番変更」と入力し、ボタンをクリックしてください。

さいたま市Webサイト <http://www.city.saitama.jp>

平成23年6月発行

発行人

市民・スポーツ文化局区政推進室
電話 048(829)1833 / FAX 048(829)1992
都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所
電話 048(790)0236 / FAX 048(790)0240

この手引きは1,500部作成し、1部あたりの印刷経費は72円(概算)です。